

田布施町予約奨学生志願者の心得

田布施町教育委員会学校教育課

田布施町奨学金は、向学心に富む優秀な学生、生徒のうち、経済的な理由により修学困難な者に対し、奨学金を貸付け、修学の援助を図ろうとするものです。

奨学生となる資格

- 1 田布施町の住民基本台帳に登録されており、学校教育法による大学、高等専門学校及び高等学校並びに専修学校の専門課程及び高等課程に令和 8 年 4 月に進学を予定する者
(ただし、本町の住民基本台帳に登録されていた者が修学のため町外に単身で居住する場合も貸付けの対象者となる。)
- 2 貸付けを受ける者の保護者が本町の住民基本台帳に登録されており、申請時において 3 ヶ月以上本町に居住し、かつ、引き続き居住していること
- 3 向学心に富む優秀な学生、生徒のうち、経済的理由により修学が困難と認められ、在学学校長から推薦された者

奨学生の義務

奨学金は貸付制度です。償還金は、後に続く学生のための奨学金の財源となりますので、期限には確実に返還願います。また、住所、勤務先、連帯保証人の住所等が変更になった場合はただちにご連絡ください。

貸付月額、貸付期間、募集時期

区 分		貸 付 月 額	貸 付 期 間	募 集 時 期
高等学校又は専修学校の 高等課程進学予定者	国公立	20,000 円	正規の最短 修学期間	毎年 1 回 9 月
	私 立	25,000 円		
高等専門学校進学予定者		30,000 円		
大学又は専修学校の専門 課程進学予定者	国公立	50,000 円		
	私 立	55,000 円		

その他

令和 8 年 4 月に進学しなかった場合は、奨学金の採用を取り消します。

原級にとどまったとき、又は卒業期間を延長したときは、貸付けを停止することを原則とします。

申込み受付期間・窓口

受付期間 令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）

窓口 田布施町役場 3 階 学校教育課窓口（14 番窓口）

申込みの手続き

【申込時提出書類】

- ① 奨学金貸付申請書（様式第 1 号）
- ② 在籍校の奨学生推薦調書（様式第 2 号）
- ③ 在籍校発行の「学業成績証明書」
- ④ 所得調査承諾書（様式第 3 号の 2）
- ⑤ 連帯保証人の「住民票の写し」（住民登録が田布施町外の場合）

【必要に応じて後日提出する書類】

- ⑥ 所得証明書類（様式第 3 号の 1）及び令和 7 年度の「所得証明書」

注 1 ②③は、時間を要する場合がありますので早めに在籍校へ依頼して下さい。

注 2 申込みには、連帯保証人 2 名を必要とします。ただし 1 名は、保護者（後見人を含む）とします。

注 3 令和 7 年 1 月 1 日時点で保護者（後見人を含む）または連帯保証人の住民登録が田布施町外の場合、所得証明書類(様式第 3 号の 1)及び令和 7 年度の「所得証明書」を提出してください。

奨学生の採否決定

奨学生の採否の決定については、独立行政法人 日本学生支援機構の認定基準により決定します。

在学証明書

この資金を借り受けた者は、進学後 1 ヶ月以内に在学証明書を町長に提出してください。在学中は毎学年末、在学証明書を町長に提出してください。

奨学資金の交付方法

奨学資金は、3 ヶ月ごとにまとめて口座に振り込みます。

奨学資金の返還

1 償還証書の提出

奨学生は、卒業、退学あるいは奨学金を辞退又は廃止されたときは、奨学金償還証書を提出してください。

2 返還の方法

卒業又は退学の 6 ヶ月後から、月賦又は年賦により返還

3 返還の最長期間

高 校	短 大	大 学	高校・短大と続いた場合	高校・大学と続いた場合
12 年	8 年	16 年	10 年	14 年

日本学生支援機構、山口県ひとづくり財団等との関係

本奨学制度を広く利用していただくために、独立行政法人 日本学生機構及び財団法人山口県ひとづくり財団奨学センター等の奨学生に採用された場合は、田布施町の奨学生は、辞退していただきます。

【お問い合わせ先】

田布施町教育委員会学校教育課（TEL 0820-52-5812）